

# **令和3年経済センサス-活動調査結果(速報)**

**令和4年5月31日**

**三重県戦略企画部統計課**

## 利用上の注意

1. この速報集計結果は、調査結果を早期に公表することを目的として集計したものである。  
このため、確定数として後日公表する確報集計結果とは必ずしも一致しない。
2. 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。
  - ① 日本標準産業分類大分類A－「農業・林業」に属する個人経営の事業所
  - ② 日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
  - ③ 日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
  - ④ 日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所
3. 令和3年経済センサス－活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。  
甲調査及び乙調査とも令和3年6月1日を調査日として実施している。
4. 甲調査の売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。  
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 甲調査の売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
6. 甲調査の売上（収入）金額、費用等の経理事項は令和2年1年間の数値である。  
また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。  
なお、従来 of 活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。  
<ガイドライン>  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)
7. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス－活動調査、令和元年経済センサス－基礎調査、経済構造実態調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計している。  
<欠測値等の取扱いについて>  
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

8. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。  
なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。
9. 甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成28年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。  
このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成28年経済センサス - 活動調査結果については「参考」と表章している。  
集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

# 令和3年経済センサス - 活動調査結果 (速報)

## 1 調査の目的

令和3年経済センサス - 活動調査（以下「R3活動調査」）は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした基幹統計調査です。

## 2 調査の期日

令和3年6月1日現在で実施しました。

## 3 調査の方法

調査は、対象となる事業所・企業の規模などに応じて、調査員が行う調査と、国が委託した民間事業者による直轄調査に分けて行われました。

## 4 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く、全ての事業所・企業を対象に実施しました。

## 5 調査結果の概要

### 1. 三重県の概要

#### (1) 事業所数

三重県内の事業所数は、71,200事業所（全国23位）でした。

全国の実業所数は、5,078,617事業所でした。（表1）

※ 事業内容等が不詳の実業所を除く。（以下同じ）

※ 国及び地方公共団体の事業所を除く。（以下同じ）

※ 時系列比較を行う際には留意が必要（利用上の注意-9参照）（以下同じ）

表1 事業所数

	R3活動調査 事業所数	【参考】 H28活動調査 事業所数
全国	5,078,617	5,340,783
三重県	71,200	77,168
全国に占める三重県の割合(%)	1.4	1.4

## (2) 従業者数

三重県内の従業者数は、794,991人（全国22位）で、1事業所当たりの従業者数は11.2人となっています。

全国の従業者数は、57,457,856人で、1事業所当たりの従業者数は11.3人となっています。（表2）

表2 従業者数

	R3活動調査 従業者数	R3活動調査 (1事業所当たり 従業者数)	【参考】 H28活動調査 従業者数	【参考】 H28活動調査 (1事業所当たり 従業者数)
全国	57,457,856	11.3	56,872,826	10.6
三重県	794,991	11.2	801,130	10.4
全国に占める三重県の割合(%)	1.4	-	1.4	-

## (3) 産業大分類別事業所数

事業所数の産業大分類別の構成をみると、「卸売業、小売業」が17,043事業所（全体の23.9%）と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の7,757事業所（同10.9%）、「建設業」の7,401事業所（同10.4%）となっています。（表3）

表3 産業大分類別事業所数

産業大分類	R3活動調査 事業所数	構成比 (%)	【参考】 H28活動調査 事業所数	構成比 (%)
全産業	71,200	100.0	77,168	100.0
農業、林業	811	1.1	669	0.9
漁業				
鉱業、採石業、砂利採取業	40	0.1	39	0.1
建設業	7,401	10.4	7,884	10.2
製造業	6,773	9.5	7,615	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	177	0.2	106	0.1
情報通信業	460	0.6	432	0.6
運輸業、郵便業	1,938	2.7	1,915	2.5
卸売業、小売業	17,043	23.9	19,577	25.4
金融業、保険業	1,165	1.6	1,311	1.7
不動産業、物品賃貸業	3,672	5.2	3,801	4.9
学術研究、専門・技術サービス業	2,680	3.8	2,631	3.4
宿泊業、飲食サービス業	7,757	10.9	9,293	12.0
生活関連サービス業、娯楽業	6,000	8.4	6,846	8.9
教育、学習支援業	2,171	3.0	2,494	3.2
医療、福祉	5,960	8.4	5,647	7.3
複合サービス事業	660	0.9	691	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	6,492	9.1	6,217	8.1

#### (4) 産業大分類別従業者数

従業者数の産業大分類別の構成をみると、「製造業」が207,829人(全体の26.1%)と最も多く、次いで「卸売業, 小売業」の139,850人(同17.6%)、「医療, 福祉」が108,072人(同13.6%)となっています。(表4)

表4 産業大分類別従業者数

産業大分類	R3活動調査 従業者数	構成比 (%)	【参考】 H28活動調査 従業者数	構成比 (%)
全産業	794,991	100.0	801,130	100.0
農業, 林業	9,358	1.2	7,320	0.9
漁業				
鉱業, 採石業, 砂利採取業	401	0.1	390	0.0
建設業	46,569	5.9	46,690	5.8
製造業	207,829	26.1	207,599	25.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2,890	0.4	3,198	0.4
情報通信業	5,561	0.7	5,148	0.6
運輸業, 郵便業	46,117	5.8	43,542	5.4
卸売業, 小売業	139,850	17.6	146,316	18.3
金融業, 保険業	15,713	2.0	18,073	2.3
不動産業, 物品賃貸業	14,212	1.8	13,292	1.7
学術研究, 専門・技術サービス業	16,105	2.0	15,960	2.0
宿泊業, 飲食サービス業	62,244	7.8	74,466	9.3
生活関連サービス業, 娯楽業	31,098	3.9	37,096	4.6
教育, 学習支援業	17,647	2.2	16,954	2.1
医療, 福祉	108,072	13.6	98,616	12.3
複合サービス事業	8,638	1.1	8,304	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	62,687	7.9	58,166	7.3

### (5) 産業大分類別売上（収入）金額

産業大分類別に売上（収入）金額をみると、「製造業」が10兆3,422億円（全国10位）、「卸売業，小売業」が4兆743億円（全国26位）、「医療，福祉」が1兆5,928億円（全国24位）などとなっています。（表5）

表5 産業大分類別売上（収入）金額

産業大分類	R3活動調査 売上(収入)金額 (百万円)	全国順位	【参考】 H28活動調査 売上(収入)金額 (百万円)	全国順位
農業，林業	95,209	22	79,668	20
漁業				
鉱業，採石業，砂利採取業	13,440	15	9,105	20
建設業※	—	—	—	—
製造業	10,342,198	10	11,198,351	10
電気・ガス・熱供給・水道業※	—	—	—	—
情報通信業※	—	—	—	—
運輸業，郵便業※	—	—	—	—
卸売業，小売業	4,074,300	26	4,182,931	25
金融業，保険業※	—	—	—	—
不動産業，物品賃貸業	291,856	24	258,299	21
学術研究，専門・技術サービス業	203,968	26	236,198	18
宿泊業，飲食サービス業	261,505	21	310,643	22
生活関連サービス業，娯楽業	386,736	22	525,102	22
教育，学習支援業※	—	—	—	—
医療，福祉	1,592,794	24	1,464,966	26
複合サービス事業※	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)※	—	—	—	—

※ 売上（収入）金額を事業所単位で把握が困難な産業については「—」と表章しています。

注 売上（収入）金額について、消費税抜きで回答されたものについては、消費税込みに補正し、集計しています。

R3活動調査は消費税率10%、H28活動調査は消費税率8%です。

## 2. 県内市町の概要

### (1) 事業所数

市町別に事業所数をみると、四日市市が 11,782 事業所と最も多く、次いで津市が 10,444 事業所、松阪市が 7,306 事業所、鈴鹿市が 6,212 事業所、伊勢市が 6,120 事業所などとなっています。14 市における事業所数は 62,478 事業所で、全体の 87.8%を占めています。

町では菰野町が 1,393 事業所、次いで東員町が 851 事業所、紀北町が 846 事業所、明和町が 701 事業所、川越町が 620 事業所などとなっています。(表 6)

表 6 市町別事業所数

	R3活動調査 事業所数	構成比 (%)		R3活動調査 事業所数	構成比 (%)		【参考】 H28活動調査 事業所数	構成比 (%)		【参考】 H28活動調査 事業所数	構成比 (%)	
三重県	71,200	100.0	木曾岬町	247	0.3		77,168	100.0	木曾岬町	260	0.3	
市計	62,478	87.8	東員町	851	1.2		67,811	87.9	東員町	921	1.2	
町計	8,722	12.3	菰野町	1,393	2.0		9,357	12.1	菰野町	1,419	1.8	
市町別			朝日町	289	0.4		市町別		朝日町	288	0.4	
津市	10,444	14.7	川越町	620	0.9		津市	10,946	14.2	川越町	675	0.9
四日市市	11,782	16.5	多気町	609	0.9		四日市市	13,155	17.0	多気町	627	0.8
伊勢市	6,120	8.6	明和町	701	1.0		伊勢市	6,635	8.6	明和町	732	0.9
松阪市	7,306	10.3	大台町	515	0.7		松阪市	7,804	10.1	大台町	550	0.7
桑名市	5,411	7.6	玉城町	462	0.6		桑名市	5,912	7.7	玉城町	480	0.6
鈴鹿市	6,212	8.7	度会町	311	0.4		鈴鹿市	6,681	8.7	度会町	347	0.4
名張市	2,685	3.8	大紀町	440	0.6		名張市	2,780	3.6	大紀町	501	0.6
尾鷲市	1,089	1.5	南伊勢町	603	0.8		尾鷲市	1,301	1.7	南伊勢町	674	0.9
亀山市	1,488	2.1	紀北町	846	1.2		亀山市	1,719	2.2	紀北町	967	1.3
鳥羽市	1,107	1.6	御浜町	414	0.6		鳥羽市	1,265	1.6	御浜町	461	0.6
熊野市	1,003	1.4	紀宝町	421	0.6		熊野市	1,126	1.5	紀宝町	455	0.6
いなべ市	1,776	2.5				いなべ市	1,805	2.3				
志摩市	2,318	3.3				志摩市	2,668	3.5				
伊賀市	3,737	5.2				伊賀市	4,014	5.2				

## (2) 従業者数

市町別に従業者数をみると、四日市市が 154,183 人と最も多く、次いで津市が 125,555 人、鈴鹿市が 84,408 人、松阪市が 68,006 人、桑名市が 58,337 人などとなっています。14 市における従業者数は 707,207 人で、全体の 89.0%を占めています。

町では菰野町が 15,776 人、次いで東員町が 11,309 人、川越町が 8,577 人、明和町が 8,104 人、玉城町が 7,173 人などとなっています。(表 7)

表 7 市町別従業者数

	R3活動調査 従業者数	構成比 (%)		R3活動調査 従業者数	構成比 (%)		【参考】 H28活動調査 従業者数	構成比 (%)		【参考】 H28活動調査 従業者数	構成比 (%)
三重県	794,991	100.0	木曾岬町	3,179	0.4	三重県	801,130	100.0	木曾岬町	3,099	0.4
市計	707,207	89.0	東員町	11,309	1.4	市計	715,910	89.4	東員町	10,255	1.3
町計	87,784	11.0	菰野町	15,776	2.0	町計	85,220	10.6	菰野町	14,454	1.8
市町別			朝日町	4,374	0.6	市町別			朝日町	3,845	0.5
津市	125,555	15.8	川越町	8,577	1.1	津市	124,808	15.6	川越町	7,916	1.0
四日市市	154,183	19.4	多気町	6,755	0.8	四日市市	157,729	19.7	多気町	7,561	0.9
伊勢市	53,054	6.7	明和町	8,104	1.0	伊勢市	53,975	6.7	明和町	7,834	1.0
松阪市	68,006	8.6	大台町	3,210	0.4	松阪市	69,711	8.7	大台町	3,387	0.4
桑名市	58,337	7.3	玉城町	7,173	0.9	桑名市	60,072	7.5	玉城町	7,264	0.9
鈴鹿市	84,408	10.6	度会町	2,576	0.3	鈴鹿市	83,756	10.5	度会町	1,873	0.2
名張市	26,661	3.4	大紀町	2,681	0.3	名張市	26,408	3.3	大紀町	3,082	0.4
尾鷲市	6,438	0.8	南伊勢町	3,383	0.4	尾鷲市	6,992	0.9	南伊勢町	3,575	0.4
亀山市	22,507	2.8	紀北町	5,398	0.7	亀山市	22,574	2.8	紀北町	5,578	0.7
鳥羽市	8,690	1.1	御浜町	2,450	0.3	鳥羽市	9,997	1.2	御浜町	2,497	0.3
熊野市	5,930	0.7	紀宝町	2,839	0.4	熊野市	6,281	0.8	紀宝町	3,000	0.4
いなべ市	28,960	3.6				いなべ市	28,960	3.6			
志摩市	16,245	2.0				志摩市	17,561	2.2			
伊賀市	48,233	6.1				伊賀市	47,086	5.9			

## 用語の解説

### 1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### ・事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

### 2. 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

### 3. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として令和2年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

### 4. 売上（収入）金額

原則として令和2年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。